平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートします

子ども・子育て支援新制度とは

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立しました。この3法に基づき、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートする予定です。

新制度では、幼児期の教育・保育の総合的な提供や、待機児童対策、地域の子育て支援の充実を図ることを目的としています。

新制度で変わること

新制度のスタートに伴い、幼稚園・保育所・認定こども園などを利用する際に支給認定を受ける必要があります。認定には3つの区分があります。区分に応じて施設などの利用先が決まっていますが、手続きはこれまでと時期や流れが大きく異なるものではありません。

【支給認定の種類】

支給認定区分	対 象	利用できる施設・事業		
1 号認定	満3歳以上の児童で、保育を必要とせず、 教育を希望する人	幼稚園、認定こども園(教育部分)		
2号認定	満3歳以上の児童で、保護者の就労や疾病 などの理由で家庭において必要な保育を受 けることが難しい人	保育所、認定こども園(保育部分)		
3号認定	満3歳未満の児童で、保護者の就労や疾病 などの理由で家庭において必要な保育を受 けることが難しい人	保育所、認定こども園(保育部分)		

※新制度に移行されない幼稚園を利用する場合は、認定を受ける必要がありません。

保育所などで保育を希望される場合の保育認定(2号認定、3号認定)に当たっては、以下の3点が考慮されます。

1. 保育を必要とする事由

- □就労(フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、基本的にすべての就労を含む)
- □妊娠、出産
- □保護者の疾病、障がいなど
- □同居又は長期入院などしている親族の介護・看護
- □災害復旧
- □求職活動(起業準備を含む)
- □就学 (職業訓練校などにおける職業訓練を含む)
- □虐待やDVのおそれがあること
- □育児休業取得中に、既に保育を利用している児童がいて継続利用が必要であること
- □その他、上記に類する状態として町長が認める場合
- ※従来、保育所は保護者および同居の人が保育できないことが入所要件となっておりましたが、新制度に 伴い、同居の人の状況は問わないことになりました。入所要件とはなりませんが、入所選考の際の優先 度には影響します。

2. 保育の必要量

2号認定または3号認定を受ける人は、保育が必要な時間によって「保育標準時間」または「保育短時間」に区分されます。

保育標準時間(1日11時間までの利用可)…就労などにより1か月120時間以上 保育短時間(1日8時間までの利用可)…就労などにより1か月64時間以上120時間未満

※保育標準時間、保育短時間ともに延長保育を利用することが可能です。

(例)

17				
	保育標準時間(11 時間)		延長保育	
	保育短時間(8 時間)		延長保育	
7	: 00	: 00	18:00	19:00

保育短時間の場合、保育料は保育標準時間の約1.7%減となる予定です。

3. 「優先利用」への該当の有無

ひとり親家庭、生活保護世帯、生計中心者の失業などには、保育の優先的な利用が必要と判断される 場合があります。

保育料について

1号認定 幼稚園・認定こども園(短時間)

新制度実施に伴い、保育料について検討を行なっていますが、平成27年度については経過措置として 現在の保育料と同じ金額を予定しております。

ただし、平成28年度以降については改正の予定です。

2、3号認定 保育所・認定こども園(長時間)

平成27年度は、階層区分・保育料ともに変更予定です。

※保育料の算定について今までは所得税額を基礎としていましたが、平成27年度より町民税額を基礎とし、国の基準を上限に平成27年3月ごろに決定する予定です。

平成 27 年度から幼稚園・認定こども園・保育所などを利用する場合の支給認定申請手続きの流れ

手順1 施設利用申込の際に、必要書類を添付し「支給認定申請書兼児童台帳」を役場 子ども教育課、 または各園に提出してください。

手順2 町が支給認定申請書の内容を確認し、支給認定書を交付します。

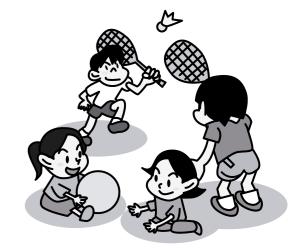
※保育所の入所については、受入枠以上の申込みがあった場合、利用調整(入所選考)を行います。 支給認定を受けた場合でも、利用調整の結果、保育所の入所が決定しない場合がありますのでご了承 ください。

子ども・子育て支援新制度についての詳細は、内閣府ホームページをご参照ください。 http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html

▶問合せ先

子ども教育課 ☎932-1459 (ダイヤルイン)

☎932-1151 (内線273)



3 Sue Towns Magazine 2